

○江南丹羽環境管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例

〔平成 25 年 2 月 22 日
条 例 第 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 21 条第 3 項の規定に基づき、江南丹羽環境管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。